

龍ヶ崎市 橋梁点検結果(令和3年度)

15m以下橋(2巡目)

No.	橋梁名	路線名	判定
1	1-2号橋	市道第1-2号線	I
2	1-4号橋	市道第Ⅱ-7号線	I
3	1-5号橋	市道第Ⅱ-23号線	Ⅱ
4	1-6号橋	市道第Ⅱ-23号線	Ⅱ
5	1-7号橋	市道第1-36号線	Ⅱ
6	1-8号橋	市道第1-37号線	I
7	1-12号橋	市道第1-92号線	Ⅲ
8	1-14号橋	市道第1-103号線	I
9	1-15号橋	市道第1-136号線	I
10	1-16号橋	市道第1-164号線	Ⅱ
11	1-17号橋	市道第1-164号線	Ⅲ
12	1-19号橋	市道第1-223号線	I
13	1-20号橋	市道第1-224号線	I
14	1-21号橋	市道第1-225号線	Ⅱ
15	1-22号橋	市道第1-226号線	I
16	1-23号橋	市道第1-227号線	Ⅱ
17	1-25号橋	市道第1-255号線	Ⅱ
18	1-26号橋	市道第1-263号線	Ⅱ
19	1-27号橋	市道第1-264号線	I
20	1-28号橋	市道第1-268号線	I
21	1-30号橋	市道第1-279号線	Ⅱ
22	1-31号橋	市道第1-280号線	Ⅱ
23	1-33号橋	市道第1-281号線	Ⅱ
24	1-34号橋	市道第1-282号線	I
25	1-35号橋	市道第1-283号線	I
26	1-36号橋	市道第1-309号線	I
27	1-37号橋	市道第1-310号線	I
28	1-38号橋	市道第1-311号線	I
29	1-39号橋	市道第1-312号線	I
30	1-40号橋	市道第1-313号線	I
31	1-41号橋	市道第1-315号線	I

【判断区分】

区分	段階	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全	予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

15m以下橋(2巡目)

No.	橋梁名	路線名	判定
32	1-42号橋	市道第1-316号線	I
33	1-43号橋	市道第1-317号線	II
34	1-46号橋	市道第1-482号線	II
35	4-2号橋	市道第I-8号線	I
36	4-3号橋	市道第II-9号線	II
37	4-44号橋	市道第4-252号線	II
38	4-45号橋	市道第4-252号線	II
39	4-46号橋	市道第4-259号線	II
40	4-48号橋	市道第4-261号線	I
41	4-49号橋	市道第4-262号線	I
42	4-52号橋	市道第4-263号線	I
43	4-54号橋	市道第4-273号線	II
44	4-55号橋	市道第4-274号線	II
45	4-56号橋	市道第4-275号線	II
46	4-57号橋	市道第4-318号線	I
47	4-58号橋	市道第4-51号線	I
48	4-59号橋	市道第4-320号線	I
49	5-2号橋	市道第I-7号線	II
50	5-3号橋	市道第I-14号線	II
51	5-4号橋	市道第I-14号橋	I
52	5-7号橋	市道第II-6号線	I
53	5-13号橋	市道第5-52号線	I
54	5-18号橋	市道第5-159号線	II
55	5-23号橋	市道第5-175号線	II
56	5-32号橋	市道第5-247号線	I
57	5-33号橋	市道第5-274号線	I
58	5-34号橋	市道第5-276号線	II
59	5-35号橋	市道第5-277号線	III
60	5-36号橋	市道第5-278号線	III
61	5-38号橋	市道第5-279号線	IV
62	5-40号橋	市道第5-280	III
63	5-43号橋	市道第5-291号線	I

【判断区分】

区分	段階	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全	予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

15m以下橋(2巡目)

No.	橋梁名	路線名	判定
64	5-44号橋	市道第5-292号線	Ⅳ
65	5-45号橋	市道第5-293号線	Ⅱ
66	5-46号橋	市道第5-294号線	I
67	5-47号橋	市道第5-300号線	Ⅳ
68	5-48号橋	市道第5-302号線	Ⅲ
69	5-49号橋	市道第5-304号線	I
70	5-50号橋	市道第5-305号線	Ⅲ
71	5-51号橋	市道第5-306号線	I
72	5-52号橋	市道第5-306	I
73	5-53号橋	市道第5-307号線	I
74	5-55号橋	市道第5-186号線	Ⅱ
75	5-56号橋	市道第5-201号線	I
76	6-39号橋	市道第6-344号線	Ⅱ
77	6-40号橋	市道第6-345号線	Ⅲ
78	6-41号橋	市道第6-346号線	Ⅲ
79	6-42号橋	市道第6-347号線	Ⅱ
80	6-43号橋	市道第6-349号線	Ⅲ
81	6-44号橋	市道第6-352号線	Ⅲ
82	6-45号橋	市道第6-354号線	Ⅳ
83	6-46号橋	市道第6-355号線	Ⅳ
84	6-47号橋	市道第6-357号線	Ⅲ
85	6-48号橋	市道第6-358号線	Ⅳ
86	6-54号橋	市道第Ⅱ-2号線	I
87	6-55号橋	市道第6-351号線	I
88	6-56号橋	市道第6-350号線	Ⅱ
89	6-57号橋	市道第6-349号線	Ⅱ
90	6-58号橋	市道第6-347号線	Ⅱ
91	6-59号橋	市道第6-345号線	I
92	6-60号橋	市道第6-346号線	Ⅱ
93	7-1号橋	市道第7-214号線	Ⅱ

【判断区分】

区分	段階	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全	予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態